

昭和恐慌下における佐々井信太郎の「国民生活建直し」構想

前 田 寿 紀

は じ め に

本稿は、佐々井信太郎が「大日本報徳社」副社長（大正11年12月～昭和10年4月、昭和10年9月～同23年2月）、同顧問（昭和10年4月～同46年4月）として、「大日本報徳社」主催の「国民生活建直し指導者講習会」等で現わした「国民生活建直し」構想（以下、構想と略称）に焦点をあて、昭和恐慌下における「大日本報徳社」の活動を再検討しようとするものである。「国民生活建直し指導者講習会」（以下、講習会と略称）とは、「大日本報徳社」が、昭和恐慌下等の昭和8年2月から同13年7月まで毎年にわたって合計15回、報徳の教説を基に国民生活建直しを図る目的で行った講習会である。

佐々井の構想を取りあげた理由であるが、昭和恐慌下において「大日本報徳社」が特に力を入れていた講習会には、多分に佐々井の構想が反映されていた。したがって、佐々井の構想を分析することにより、昭和恐慌下における「大日本報徳社」の活動の一端が捉えられると考えられた。なお、講習会はもちろん佐々井1人によって成り立っていたわけではないが、佐々井の指導力・影響力は大きく、講義・講演の多くが佐々井にまかされているという状況であった。また、講習会期間中の「大日本報徳社」社長は、昭和9年3月までが岡田良平、昭和9年4月以降が一木喜徳郎であったが、両者は中央の政界等にいた為、掛川市の「大日本報徳社」においては佐々井が実質的に大きな力をもっていた。

昭和恐慌下においては、農村が苦境に追い込まれたのに対し行政が更生運動を展開した。具体的には、政府、農林省が農山漁村経済更生運動¹⁾を、内務省が国民更生運動を、文部省が自力更生運動を展開した。これらの更生運動を、多くの研究は後の国民精神総動員、ひいてはファシズムの基盤として捉えている。

ここで、昭和恐慌下における「大日本報徳社」またはその副社長佐々井が、先行研究においてどのように捉えられているかみてみよう。当時の「大日本報徳社」または佐々井を扱った先行研究には、奥谷松治『二宮尊徳と報徳社運動』²⁾、国立教育研究所編『日本近代教育

百年史8『社会教育(2)』第四章第六節二「教化動員期の教化団体」³⁾、がある。これらは、いずれも自力更生運動期の「大日本報徳社」または佐々井の行動を、行政の更生運動との関わりで捉え、国策協力としての側面を強調している。さらに、後者においてはファシズムへとつながる「教化動員」の一手段としてこれを捉えている。確かに、第2次世界大戦が近くなる頃の佐々井にはこうした一面も認められるが、⁴⁾それが彼の全てではなかった。

これらは、いずれも①政府、農林省、内務省、文部省の更生運動は、国民精神総動員やファシズムの基盤である、②「大日本報徳社」の講習会または佐々井の構想は、政府主導の更生運動からおりてきたもの、あるいは政府主導の更生運動に含まれるものである、③したがって、「大日本報徳社」の講習会または佐々井の構想は、国民精神総動員やファシズムの基盤である、という図式を成り立たせようとしているように思われる。しかし、①の大前提是完全に成り立つか、②は事実か、③に関しては佐々井の構想が反映した講習会の影響は戦後にまで及んでいないか、等多くの検討の余地がある。また、「大日本報徳社」や佐々井が積極的にファシズムに対抗する報徳解釈をしなかったからといって、「大日本報徳社」の講習会または佐々井の構想をただちにファシズムの基盤とするわけにはいかない。

なお、佐々井が大なり小なり関わった地域での実践に関わる事例研究としては、小川信雄「昭和恐慌下における『自力更生』と報徳社運動——静岡県小笠郡土方村の場合——」⁵⁾、海野福寿「昭和恐慌下の農村再編成過程（I）——農村経済更生計画と報徳運動——」⁶⁾、野本京子「農山村経済更生運動下の報徳運動——埼玉県秩父郡久那村の事例を中心に——」⁷⁾等がある。

一方、加藤仁平は、講習会の積極的意義を指摘している⁸⁾が、当時の佐々井の著書、論文、講演・講義記録（特に、佐々井が講習会用テキストとして使用した『報徳淵叢』⁹⁾）等を分析していない。

本稿では、農家経済が恐慌前の水準に戻ったとされる昭和12年頃¹⁰⁾までの佐々井の著書、「大日本報徳社」機関誌『大日本報徳』に掲載した数多くの論文、講演・講義記録を主な資料として佐々井の構想を明らかにする。さらに、彼の講習会等での活動により起こった実際の効果を講習会受講者の感想文、受講者の帰村後の活動報告文、『佐々井信太郎略伝』¹¹⁾に寄稿された受講者の感想文等により捉えることにより、彼の構想の意義を指摘し、昭和恐慌下における「大日本報徳社」の活動を再検討することにした。

I. 佐々井信太郎の「国民生活建直し」構想の前提

佐々井の構想には、彼の生活歴が多分に反映されている。まず講習会以前における佐々井の略歴をおうことにより、構想の前提を捉えてみよう。

佐々井は、明治7年兵庫県氷上郡中野村に農家の子として生まれた。学制の変更により小学校中退となったり、父親が残した借財を抱えこんだりした青少年期の逆境を乗り越えて、明治36年3月に29歳で尊徳縁の地神奈川県の「県立第二中学校」(現「県立小田原高等学校」教諭に任命された。彼が報徳に初めて触れたのは、ここでの教諭時代であった。本校の初代校長吉田庫三は吉田松陰の甥であったが、尊徳・報徳思想を深く信奉し、「小田原の偉人は二宮尊徳である。本校の教員たる者は、これを研究して教育のバックボーンとすべきである。」¹²⁾という指導方針をもっていた。校長は、自らが担当する修身の授業で生徒に報徳を教え、佐々井も進んで傍聴や代講を行った。これが、以降佐々井が報徳研究に没入する因縁となった。さらに彼は、この時期教育の教材として報徳思想や報徳の史跡を捉えた。明治37年9月に出版したと思われる『小田原と箱根』(平井積善堂)は、尊徳邸跡、尊徳遺物、尊徳に関わる遺跡等にふれている。

この時期彼は、父親が残した借財の返済をまだ背負っていた。彼は、成人したこの時代に初めて富田高慶『報徳記』に触れ、「尊徳の青少年期と自分のそれが、あまりによく似ているのに驚」き、「もっと早く尊徳のやりかたを知っていたならば、自分の過去はもう少し苦しみを苦しみとせずに過ごして来られたのに」と残念に思った¹³⁾という。彼は、借財返済の精神的支え・実践方法として報徳を応用していたが、このことは後の構想につながっていた。例えば、次のような記述がある。

「余は幼より困窮に育ち、祖先の資財は散じて迹なく、負債のみを相続して之を償却し、他の一家一村の仕法に従事しつゝある。今にして余の困窮に育つた生活が報徳仕法に興趣を持し、一家一村建直しの方策を諒解し易かりしことを感謝するものである。」¹⁴⁾

佐々井は、大正7年4月に神奈川県通俗教育主事となり、同8年7月に神奈川県内務部社会課長となった。この県の官吏時代に報徳思想を民力涵養運動に応用しようとした。しかし、官吏の立場から実践することには限界を感じた。彼は、「しかし私は、官吏社会の当時の風習は気分に副わなかった。それは知事なり部課長の職務が、長くて二年、短かくは数月にして更迭し、後任者は前任者の計画並びにその実施がたとえ適切であっても、これを変更し、または中止することが少なくない。……そこで官僚は人民のための行政ではなく、官僚のための行政となり勝ちであることを知って退職……。」¹⁵⁾と述べている。幼い頃から、貧困と低い学歴という状況を乗り越えてきた佐々井にとっては、官吏としていわば上から民力涵養運動を指導するよりも、実際に農村に入って、自らの体験と自らつんだ実学を生かして報徳運動を盛り上げていく方が性に合っていたのかもしれない。

なお、彼は社会課長を退職する大正11年より東洋大学で社会学および社会教育の講義を担当し、学問としての報徳生活法を教授した。ここには、彼の学究的な側面も伺える。

佐々井は、「大日本報徳社」の強い要請を受け、大正11年12月に選挙に当選して「大日本報徳社」副社長となった。大正14年8月より「大日本報徳社」所在地掛川町に住み込んで情熱を報徳社運動に注ぎ込んだ。

講習会を成し遂げる以前に、彼は大きな3つの仕事を連鎖的に行った。まず、第1に、昭和元年が二宮尊徳没後70周年、昭和2年が岡田淡山良一郎13周忌に相当することから、報徳社員等へ資金の「推譲」を呼びかけて「淡山翁記念報徳図書館」の建設（落成式は、昭和2年11月1日）に尽力した。そして、「報徳ニ閃スル図書並内外古今ノ図書ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閲覧ニ供」¹⁶⁾し、図書による地域への「推譲」を行った。第2に、『二宮尊徳全集』の編集、刊行を行った。佐々井は、かつて鈴木藤三郎が私財を投じて写本させた2500冊の写本「報徳全書」以外の原本も含めて、「報徳全書」を「今市報徳二宮神社」から「淡山翁記念報徳図書館」に運び出した。そして、「二宮尊徳偉業宣揚会」の中心メンバーおよび編集主任（井口丑二死去後）として、昭和2年以降に『二宮尊徳全集』を刊行した。これまで、井口丑二、留岡幸助、井上哲次郎等の報徳研究者は多かったが、彼らは必ずしも「報徳全書」9014巻をひもといて研究したわけではなかった。佐々井は、昭和恐慌が押し寄せる昭和初期に『二宮尊徳全集』によって「報徳全書」のほぼ全容を世に出す仕事を果たした。と同時に、彼自身の報徳研究も一段と深まったと思われる。第3に、静岡県地方課長遠山信一郎、静岡県小笠郡土方村村長鷺山恭平らと図り、昭和6年4月から土方村で報徳社によるいわゆる報徳式農村建直しの実験を全国に先がけて行った。この土方村は、後に講習会の現地視察にも使われた。これら3つの仕事は、佐々井が後に構想を講習会受講者に教える際の大きな自信になったと思われる。

以上の過程を経て、彼は名実共に「大日本報徳社」や講習会の実質的指導者に成長した。

なお、佐々井は、彼の生活歴の中で農民に対する理解を深めていた。例えば、農林大臣後藤文夫私邸宛書簡（昭和7年6月頃か？）では次のような文章を書いている。

「原因の何にあるにせよ、今日の農村の困窮は甚しいものである、併し議會へ行政庁へ救済請願乃至強願の行はるゝは、誠に農村窮迫の甚しい人々自身ではない、彼等は訴ふるに詞なく、訴ふる時間に生活の本墨を失ひ、如何ともするなき為に黙々として料蒲を摘み、葛根を掘り、耕して得たるものは之を納税と利払とに投する善良なる質朴さである。」¹⁷⁾

II. 佐々井信太郎の「国民生活建直し」構想をみる際の留意点 —政府主導の更生運動との差異—

先行研究の多くは、佐々井の構想を、政府主導の更生運動からおりてきたもの、あるいは政府主導の更生運動に含まれるものという前提で捉えている。しかし、①政府が昭和7年の

表1. 佐々井信太郎からみた政府主導の更生運動と「報徳式解決法」との相違

	政府主導の更生運動	問 領 点	「報徳式解決法」
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○<農林省>「経済更生を主眼とする」(G) ○<内務省>「精神的自覚を眼目とする」(G) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「世人は精神更生を尊重する気風盛なる」(G) ・「具体的に至らず」(G) 	○経済と道徳の融合 (D)
指導原理	○ない (D)	<ul style="list-style-type: none"> ・無自覚者が多発 (E) ・「たとひ一度は民衆を蘇生せめたりと雖も、既に從来の生活方式によって行詰つた以上は、……爾後何回と雖も又々行詰る」(F) 	○徳に報ゆるべき指導原理がある
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ○国→道府県→民衆と上から指導 ○「法律的」 (C) ○「対症治療」・「部分的対応策」 (C) ○<農林省の具体策>「指定村」 ○<内務省・農林省合同の具体策>「教化村」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「官僚式威厳味を感じて、……日本人の気分にシックリ合わない」(A) ・「官僚式統制」となる (A) ・「或る一人が豊栄を保つ」という事態が生じるおそれがある (D) ・「爾後何回と雖も又々行詰る」(F) ・「指定村となることを以て……名譽と考へる」(G) ・「奨励を受くるを利とする」(G) ・「各種更生要項は殆ど具体化」していない (G) ・「地方主務吏員の巡回視察」は、「全指定村の実行的成績を擧ぐる指導が出来ない」(G) ・「余財を生じたる後……民心の懈怠を生ずる」(G) ・一村内でたてわりの利害が対立 (G) 	<ul style="list-style-type: none"> ○報徳社は「中間社会組織」(A) 民衆の意思を尊重 ○「教化を根柢」とする(C) 有志による結社は強制を伴わない ○「病原治療」 (C) <ul style="list-style-type: none"> ・精神面から建直し、実行へと進む ・「資産乏しきものにも実行し得る個条」がある(E) ・「一円融合」觀によって「統制」される (C) ・「常会」によって隅々にまでゆき渡る ○<具体策> 短命でない「報徳優良町村」、長年にわたる報徳社の活動を参考 ○<具体策> 対立を避ける報徳様式を参考
財政	○資金供給	<ul style="list-style-type: none"> ・「艱難と称する所が自己一家の艱難であつたり、それが不心得から來た困窮であるものが勤くない」(E) ・「一時的に臨時匡救をすれば復活をするものと信じ」やすい (H) ・「助成を受けたる場合に却つて……奢惰を増す」(H) ・「生活の膨張を以て更生したりと称する類」は「忽如として一段と困疲に陥る」(H) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「補助金助成金を要しない」(I) <ul style="list-style-type: none"> ・「小作者は小作生活自体の力の内に於て自作農なる力を発生」する(I) ・人間の余剰力に期待 ・報徳社の「報徳金」には、貸して事業ができる、しかも金が増えるという妙味がある ・資金供給より名譽を表彰
期間	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和恐慌下のみ行う ○後に恐慌があればまた行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民力涵養、勤儉獎励、教化総動員の行はれたる当時の如く、一時的、花火線香的、人気の方策」になりかねない(D) ・「救護を直接の目的とする為に極限なく続く」(C) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「根本的改善」には「十年乃至廿年間」を要する(B) ○仕法が完了したら終了する

- (典拠) A. 佐々井信太郎「報徳は開闢創造の道」、『大日本報徳』第299号、昭和2年4月。
 B. 「御臨幸記念懇談会記事」、『大日本報徳』第30卷第350号、昭和6年7月。
 C. 佐々井信太郎「農村問題解決下案」、『大日本報徳』第31卷第362号、昭和7年7月。
 D. 佐々井信太郎「国民生活更新方途の近状」、『大日本報徳』第31卷第364号、昭和7年9月。
 E. 佐々井信太郎「国民生活更新の方途」、『大日本報徳』第32卷第369号、昭和8年2月。
 F. 佐々井信太郎「農村更生と報徳仕法」、『大日本報徳』第33卷第385号、昭和9年6月。
 G. 佐々井信太郎「国民更生運動途上の一瞥」(内務大臣への報告文、昭和9年10月付)、『大日本報徳』第389号、昭和9年10月。
 H. 佐々井信太郎「町村に於ける更生計画を実現するに就いて」、『大日本報徳』第34卷第393号、昭和10年2月。
 I. 佐々井信太郎「報徳生活概説」、『大日本報徳』第35卷第12月号、昭和11年12月。

第63議会で自力更生を採用する以前から佐々井は構想をもっていた点、②佐々井は、本人の構想と政府主導の更生運動との差異をはっきりと意識（表1参照）し、政府主導の更生運動には批判的であった点、③講習会を内務省と共に催するのは昭和9年6月11日に始まる第四回以降であり、政府・内務省の指示で講習会を開始したのではなかった点、④講習会が内務省等との共催、他組織の後援等の形態をとった後でも、佐々井は政府主導ではできない部分を注視しその実現に力を注いだ点等からして、この前提は成立しにくいように思われる。

佐々井を始め報徳社の人々は、農村の建直しは、行政ではなく、報徳社によらなければならぬといいう一種のこだわりをもっていた。¹⁸⁾また、佐々井によれば、表1のように国民生活を根本から建直すには、経済のみでも精神のみでもいけなく、徳に報いるという指導原理をもつ必要があるとする。また、与えるだけではなく「小作者」自身の力を引き出す必要があり、10年ないし20年というタイムスパンで村長以下本腰を入れて行う必要があるとする。

III. 「大日本報徳社」の「国民生活建直し指導者講習会」

講習会は、昭和8年2月1日～同3月15日の第一回を最初にして、昭和13年6月21日～同7月5日の第十四回を最後として合計15回行われた。名称は、第四回が「第四回国民更生教化指導講習会」、特設が「特設国民生活教化指導者講習会」、第五回が「第五回国民生活教化指導者講習会」、第十二回が「第十二回国民生活建直し指導者前期講習会」、第十三回が「第十三回国民生活建直し指導者後期講習会」のように、「国民生活建直し指導者講習会」と多少異なることもあった。場所は、ほとんどが「大日本報徳社」であったが、第九回のように「横浜新興倶楽部」の時もあった。「大日本報徳社」主催が7回、「静岡県中央教化団体連合会」・「大日本報徳社」共催が5回、富山県主催・「大日本報徳社」共催が1回（特設の時）、静岡県・「大日本報徳社」共催が2回、であった。日数は、少ない時で12日間、多い時で46日間であった。講師は、例えば第一回では午前・午後の講義・講演68中46（67.6パーセント）と7割近くを佐々井が受けもっており、その後の講習会も彼の講義・講演が多かった。

参加人数は、少ない時で45人、多い時で93人であった。受講者の居住地の分布をみてみると、表2のように富山県からの受講者が46.2%と最も高く、次いで福島県の9.6%、静岡県の7.1%となっている。富山県が高いのは、前述の遠山信一郎が、昭和7年3月より富山県学務部長となり、報徳を教育・教化の指導精神とし、さらに地方自治・産業・経済に影響を与えていたことが大きな理由と思われる。福島県が高いのは、当県が尊徳の相馬仕法、尊徳のいわゆる「四高弟」富田高慶の仕法等の報徳縁の地であり、「中央教化団体連合会」が昭和8年7月（この時点での連合会においては、前述の岡田良平が理事、一木喜徳郎が顧問、

表2. 「国民生活建直し指導者講習会」受講者の居住地別人数と職業別人数
(人)

	第1回	第2回	第3回	第4回	特 設	第5回	第6回	第7回	合 計
(出身地)									(%)
北海道	11	3	9	10	2	3	1	5	0.9
青森	1			2			2	1	0.2
岩手				3		11	10	3	0.2
宮城	1			1	9	3		53	0.5
福島				2			10	3	9.6
新潟				1				3	0.5
長野	16	25	42	36	63	32	23	17	2.2
岐阜	9	4	12	1		4	2	1	0.5
愛知	4	2	1	3		1	1	1	2.5
三重	3					4	1	1	1.5
滋賀						1	1	1	2.0
京都	1					1	2	1	3.6
大阪						1	1	1	0.7
兵庫						1	2	4	46.2
奈良	1	1	2	1		1	1	7	1.3
和歌	3	2	7	2		4	4	3	0.5
鳥取	2					1	1	3	7.1
島根	16	1				1	1	1	1.8
岡山						4	2	1	3.4
広島						1	1	1	0.2
福岡						1	1	1	1.5
大分						1	1	1	1.5
宮崎						1	1	1	1.5
鹿児島						1	1	1	1.5
沖縄						1	1	1	1.5
朝鮮						1	1	1	1.5
小計	46	45	78	84	63	59	83	93	551
100.0									
(職業)									
(学校)	小・中学校教員	18	11			7	21	26	
	小・中学校教員		5				6		98
	実業補習学校教員						2		23.9
	公務員						2		
(公吏)	村役員	7	3	46		1	1	9	
	助役			16			1		
	收書			3			5		
	入記			3					
(組合)	農業事務員	10	33			6	31		
	理役事務員								80
	農業事務員								19.4
	農業技術員								
	農業技術員								
	農業指導員								
	農業技術員								
	農業技術員								
	農業指導員								
	官僚	4							
	僧侶								
	新聞記者								
	社説								
	事務員								
	造糞工								
	融資								
	森林業								
	養蚕業								
	林業								
	漁業								
	その他の業者								
小計	—	45	78	84	63	59	83	—	412
									100.0

(典拠) 『大日本報徳』第371号、昭和8年4月、pp. 13~14; 『同』第379号、昭和8年12月、pp. 59~60; 『同』第382号、昭和9年3月、p. 48; 『同』第386号、昭和9年7月、pp. 59~60; 『同』第389号、昭和9年10月、pp. 49~50; 『同』第390号、昭和9年11月、p. 50; 『同』第394号、昭和10年3月、pp. 45~46; 『同』第35卷第3月号、昭和11年3月、p. 65、より作成。

(備考) 職業の名称・区分は、原資料による。第8回以降は不明。

元静岡県知事で「大日本報徳社」ともつながりがある松井茂が理事、佐々井が参与)に初めて「指定教化村」を開設した地(最初の福島県太田村での開設式に、松井・佐々井等が出席)であるからと思われる。静岡県は、「大日本報徳社」所在地であり、主な講習会開催地である。

次に、受講者の職業別人数をみてみると(表2参照)、学校関係者の23.9%が最も高く、次いで公吏の22.8%，農業の19.4%，産業組合関係者の11.2%となっている。先行研究は、受講者があたかも「地方自治体のエリート官公吏」¹⁹⁾だけのように述べているが、これは必ずしも正しくない。

第一回の内容は、表3のようになっていた。初日の開校式、静岡県知事講演等の後、報徳社と報徳仕法の説明、明治8年11月の「遠江国報徳社」設立以来毎月継続して行っている「常会」への参列、報徳原理の講義、報徳書類の解題・研究、「大日本報徳社」理事飯田栄太郎が社長を勤める「中報徳社」(児童保護事業に尽力)の経営談、「大日本報徳社」理事片平九郎左衛門が社長を勤める「杉山報徳社」所在地杉山村(模範村として全国的に著名)の経営談、国民更生運動と「常会」の講義、報徳社の結社研究等のように、報徳の歴史、原理から、実践、結社法にまで及ぶ多彩なものであった。

IV. 佐々井信太郎の「国民生活建直し」構想

1. 目的の明確な設定と講習会受講者自身の問題意識・意思力の確認

佐々井は、「国民生活建直し」の目的を「経済的大変易」による「生活の行詰り」という「難関打開」の一点に置いた。²⁰⁾この難関は、佐々井によれば政府の責任が大であったが、一般民衆にも、「不心得」、「無自覚」、努力不足等の批判を加えた。講習会受講者がその目的を達成する為には、受講者自身の問題意識が明確で、かつ問題が解決するまでやり通す意思力が強いことが必要である。それをチェックする為にも、佐々井等は受講者に講習会前に、例えば「イ、各指導者の市町村勢一覧、当該市町村内に於ける最も困難なる事情に関する詳細なる資料／ロ、当該府県及び各自の市町村の隣接町村の状勢、産物、経済枢勢に関する調査資料／ハ、特別一家建直希望者の財産、借財、家族、収入、支出等に関する資料／ニ、各府県及市町村中の特志立志伝事実、市町村更生の事実に関する成るべく詳細なる資料／ホ、其他特に指導を受けんとする事実に関する資料」²¹⁾のような資料を準備させていた。

2. 目的達成の為の方法論

佐々井は、上記目的達成の為に人々に意識変容・行動変容を起こさせる具体的な方法論をもっていた。それを、以下に順をおってみてみよう。

(1)一度白紙にさせる

(昭和8年、於掛川町「大日本報徳社」)

表3. 第一回「国民生活建直し指導者講習会」の日程

月・日	曜日	講習会の内容	講師
2月1日	水木金土日	開講式、静岡県知事講演(佐々井信太郎)	(山田猪太郎)(佐々井信太郎)
2日	木火水木金土日	報徳社要略と体験と創造の概略(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
3日	木火水木金土日	「大日本先生の体験と創造の常会参列(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
4日	木火水木金土日	「大日本先生の体験と創造の常会参列(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
5日	木火水木金土日	福報誌と社会教化の動向(学務部長)	(佐々井信太郎)
6日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
7日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
8日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
9日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
10日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
11日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
12日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
13日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
14日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
15日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
16日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
17日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
18日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
19日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
20日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
21日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
22日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
23日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
24日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
25日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
26日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
27日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
28日	木火水木金土日	左各に同じ	自由座談
3月1日	木火水木金土日	農村経営研究(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
2日	木火水木金土日	農村経営技術研究(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
3日	木火水木金土日	農作物研究(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
4日	木火水木金土日	農文化研究(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
5日	木火水木金土日	大同会民衆德仕法談(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
6日	木火水木金土日	農村報徳義と常会(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
7日	木火水木金土日	農業運動研究(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
8日	木火水木金土日	農業問題(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
9日	木火水木金土日	農業問題(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
10日	木火水木金土日	農業問題(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
11日	木火水木金土日	農業問題(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
12日	木火水木金土日	農業問題(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
13日	木火水木金土日	農業問題(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
14日	木火水木金土日	農業問題(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
15日	木火水木金土日	農業問題(佐々井信太郎)	(佐々井信太郎)
		終了式	参拝
		(解散)	(解散)

〔典拠〕「講習会詳報」、「大日本報徳」第371号、昭和8年4月、pp.16~17、より作成。

講習会においては、しばしば開講一番「旧概念をすべて、白紙となつて御聴取を願ひ、批判抜の立場で御研究をなさつた上で、御気分に合致しなければ断然見限りをつけられた方が宜敷い」²²⁾という趣旨のことを述べ、聞く耳をもっているかどうかを調べた。この白紙になるということは、報徳信奉者荒木由蔵が、山岡鉄舟に「報徳とは、一度死ぬことでござる」と説明したこと意識してのものであった。

(2)全てのものに徳が備わっているという視点をもたせる

彼は、次のように全てのものに徳が備わっているという視点を人々にもたせた。彼によれば、講習会においては受講者がこの視点をもつことができれば成功と言う。

「世人は恩義を説くこと久しきも社会を出でない、彼の米飯を食ふに際し、米を耕作したりし農夫、之を精げし米商、之を炊ぎたりし母の恩義を大切にすべしと教ふるも、未だ曾て米そのものゝ徳を説かない、然るに報徳に於てはこの米徳を説き、米は日光雨露の沢に浴し、天地の大徳と、人の精励の徳との和によつて米となつたことを明にし、天地人三才の徳の表現として米の徳を感謝し、この米に報ゆるには、その米の米たる本来の使命を最上ならしむる方法を実現するを以て米に報ゆとするのである。」²³⁾

(3)徳に報ゆる為の「勤労」「分度」「推譲」を理解させる

さらに、彼は次のように報徳思想の重要な実践倫理である「勤労」「分度」「推譲」を解釈した。講習会受講者には、これらの実践倫理を帰郷後実践してもらうように導いた。

「徳に報ゆる為にするといふ動機が作業の上に透徹致しますことは勤労作業の徳化であります。利益の為、賃金の為の生活より、報徳の為の勤労へと振替へることは、日常の作業として潤ひを浴び、欣快を覚ゆるものであります。従つて疲労を感じること遅く、能率は挙り、計画は優れて参ります。而して勤労は直に徳行と化するのであります。斯の如き勤労を報徳では作業推譲と申します。」²⁴⁾

「勤労によつて受領した結果譬えば産物とか、賃金とかは報徳に於て天地人三才の恵沢となし、自己の収得又は利権の獲得などとは考へませぬ、故にこれを尊重して恩徳となすのであります。従つてこれを消費するにも、自から作業推譲を為すための資料として恩物を用ひるのであります。故にこれに必要な分量があるのであります、これを分度と申します。」²⁵⁾

「分度は蓋し生活に規準あらしめる自律法則でありますから、これが終局の目的ではありません。分度を立てることは分外を推譲せんが為であります。収入を分つて分内と分外とし、分外を推譲することが、文化的作品を積立て、文化の力を偉大ならしむるのであります。勤労によつて文化を創造し、推譲によつて文化を積立てるのであります。」²⁶⁾

(4)「一円融合」観をもたせる

この「勤労」「分度」「推譲」の実践倫理は、佐々井以前の多くの報徳研究者から考察され

ていたものであるが、佐々井はこれまで特に考察されていなかった「一円融合」を鍵概念として、社会、世界、宇宙について思索し、著書、論文、講演・講義の隨所で述べている。「一円融合」とは、佐々井において、全てのもの・ことを対立させずに円相のなかで捉えること、または全てのもの・ことが対立せずに成り立っている状態、として理解されている。彼は、次のようなところに「一円融合」の意義を見い出していた。

「……各事物の長所美点の力と力とが融合することが新生の根元である。……人智は無形であり、物品は有形である。是等有形無形の諸方が一円融合して新事物が発生するのである。二宮先生はこの長所美点を徳と称し、これを融合し、これを育成することを報ゆると称せられた。」²⁷⁾

「天地も和を得ざれば寒暖風雨平均を得ずして凶饉となり、夫婦相和せざれば一家紊乱し、貧富相争はゞ失費多く産業衰ふ、故に天地相和して万物生じ、夫婦相和して子孫生じ、貧富相和して財宝生ずる因果の確然たるに則り、人道を立てゝ驕奢を省き、争奪を制し、怠惰を禁めて勤労を勧め、一円相和し相融合して以て徳に報ゆるは、報徳仕法の要諦である。」²⁸⁾

「智者は奪ひ、富者は驕り、貧者は羨む／所の煩惱を去つて、推譲の生活を行ふ時は、急激なる財貨流転の激変を調節することを得る……。而してまた利権争奪に要する無用の消耗を防止し、これを生々発展へ仕向け得る……。」²⁹⁾

なお、註9) ①の『稿本 報徳淵叢』における「一円融合」の箇所には、『二宮尊徳全集』から選出した次のような和歌等を載せている。

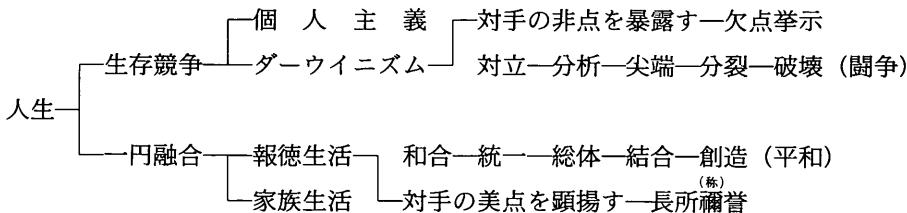
「天地相和して万物生じ、夫婦相和して子孫相続し、貧富相和して財宝生じ國用足る。」

「天地の、和して一輪、福寿草、さけよこの花、いくよふるとも。」

「父母も、そのちゝはゝも、わが身なり、我を愛せよ、われを敬せよ。」

「おのが子を、恵む心を、法とせば、学ばずとも、道に至らむ。」³⁰⁾

また、註9) ②の『稿本 報徳淵叢』では、次のように「一円融合」が創造・平和へつながる様子を描いている。³¹⁾



講習会受講者の中には、自分の居住地での政争、住民間の対立に困惑していた者も多く、この「一円融合」観は、問題解決への示唆を与えたものと思われる。

(5) 「大日本報徳社」のやり方を提示し、具体像を描かせる

佐々井を始めとする「大日本報徳社」は、昭和4年6月に報徳社の説明を記述した『報徳社の枝折』訂補第6版を発行して、報徳社のもつてゐる問題解決の方法を明らかにした。これを佐々井は、講習会等で大なり小なり述べていたと思われる。本著の「貧乏」の「退治」の方法箇所は次のようになっている。

「報徳仕法によつて貧乏を退治するといふが如何なる順序でそれを実現し得るか

第一、(略)

第二、報徳金は報徳事業の基本としての土台金、その事業が善き種を蒔く事となるによつての善種金、尊き報徳事業に参加する為にする加入金、仕法を受けたる謝礼としての元恕金等の名目に分つといへども、何れも総称して報徳金と名づけ之を差出すことを推讓するといひ、推讓者は之を出資金として利益を受くる予想などを持たぬことであつて、報徳金は自財にあらず他財にあらず日月の国土を照すが如く貧富内外潤沢して止む事なしと云ふ金なりと信じ之を以て

一、善行者、篤行者、精業者、を社員全部の投票によつて定め最高より五番以内位迄を表旌すること

二、神社仏閣の頽廃を復興し極貧、急難者を救済すること

三、表旌せられたる者の中に就て第一の貧者と思ふ者を投票し、最高より五番位迄の者に復興向上の為に無利息年賦金を貸付け之を表旌奨励すること但しこの場合に於ては投票人は借受者の保證人となること

但し貧乏の程度により無利息元恕金付年賦貸、低利年賦貸等の別あれども、無利息年賦を第一步とし共に之を助貸と名づけ表彰の一法とす

四、村内の最急務を遂行すること

五、極難、貧乏其の他社員の生活実情に遵ひ一般の人事を相談し之を援助すること

以上の方法によつて一には心田開発（道徳的教化、社会的訓練）をなし一には荒田開発（経済的生活の教化）をなすことを得ば一般に隨喜の心が誘發するのである一度貧困者非行者に発心の顯著なるものが生ずれば次回の選に入り順次貧乏を脱出せしめ最後の一人に至るまでも之を見逃すことはないのである。

第三、貧乏人の向上により公共に対する負担力増加し、漸次報徳金増加するが為めに村民全部の幸福を増進し施設益々行渡るのである、貧富相和、貧民向上、富民負担軽減、町村安泰、幸福増進は決して空理空論ではない。³²⁾

なお、彼は「貧者を匡済して生活を向上せしむること」は報徳仕法の理解によるのであり、その理解は「芋コヂ常会」から出るとしている³³⁾。

佐々井は、講習会受講者に、帰郷後報徳社を結成してもらうことを期待していた。受講者は、自分の居住地でも報徳社を結成することにより様々な効果が可能となることを期待した

と思われる。

(6) 佐々井考案の「一村式仕法」を提示し、実践してもらう

佐々井は、後に「私の精魂を注ぐことに努力したのは研修員を通じて全国市町村の形式内容の報徳生活化であった。それが少しでも実のったのは一村一家体制の確立であった」³⁴⁾と述べている。ここにも現われているように、彼は講習会を通じて彼自らが考案した「一村式仕法」の普及に力を注いだ。

彼が考案した「一村式仕法」とは、表4のような順序で進められるもので、尊徳時代の仕法をアレンジして昭和恐慌下の状況に応用できるようにしたものであった。これには、

- ・ものの決め方を、投票によろうとしている。
- ・村を挙げて村民の借財整理をしようとしている。
- ・横のつながりを大切にしようとしている。
- ・利他心を育てようとしている。

等の特色があった。

佐々井は、講習会においては、上記(1)から(4)で意識変容が起こった受講者に、(5)で具体像を描いてもらい、帰郷後居住地の多くの人へ(1)から(4)の方法で報徳を教えてもらうことにより報徳社を結成してもらったり、(6)の「一村式仕法」を実行してもらったりするところまで期待していた。こうしたことにより、「一円融合」化された社会の建設を目指していたと思われる。

V. 講習会の効果

それでは、以上のような特色をもっていた佐々井の「国民生活建直し」構想に対して、講習会受講者はどのような感想を抱いて、帰郷後どのような行動をとったのかを見てみよう。

受講者のほとんどは、講習会の内容に満足していたようである。そのことは、まず講習会が長い時で46日、短い時で12日で、ほとんど午前9時から12時・午後1時から4時の講義等と午後7時から9時までの座談・自由等という受講者にとっては厳しい状況であり、かつ佐々井が「御気分に合致しなければ断然見限りをつけられた方が宜敷い」としばしば述べていたのにも関わらず、ほとんどが最後まで受講し通した点にもとめられる。また、表5のような受講者の感想文にも、そのことが現われている。これらをみると、受講者の意識変容・行動変容が実際に起こっていたことが伺える。

受講者は、同好会等の団体を結成したり、居住地に帰郷後実際に報徳社を設立したり、「一村式仕法」に尽力したりして、地域の住民に大きな影響を与えた。なお、第一回の修了者一同は「更生報徳社同志会」を設立（設立日は昭和8年4月以前）した。また、昭和12年8

表4. 佐々井信太郎考案の「一村式仕法」の順序、内容、効果

順序	内 容	<* 効果 >
1. 仕法趣旨の諒解	○仕法の原理、由来、方法について、懇切平易に解説 ○諒解、納得が得られることが必要 →時間をかける、少なくとも1戸の男子・女子に1回ずつ説明	
2. 村民の決意を明らかにする決議	○村民の自決によって行う時は、「決心書」を作成し、記名・調印をしてもらう ○村民全体の意向が明らかになったら、村会の決議による便法とする	
3. 仕法主体の決定	○仕法主体が村であれば村委会 ○仕法主体が報徳社であれば、村委会は報徳社に委託	
4. 調査	(1)村の負債の償還能力調査・負債の償還能力増進調査 ・補助、助成ではなく、"荒地は荒地の力により、一村は一村の自力によって解決する"を重視 ・本業の出精による増収の見込み、努力と工夫による副業の増収の見込み、節約の余地、購買・販売の合同の余地、等を調べる (2)各戸の借財の調査 ・匿名ではなく、正確に届出をしてもらう ・貸借の範囲は、信用組合、無尽講、銀行等にも及ぶ	
5. 実行委員の選挙	○村民の輿望を負い、生活に余裕のある人を投票により選ぶ ○調査委員、借財整理委員、生産増収委員、消費節約委員、教化委員を選ぶ	
6. 「報徳金」の「推譲」	○各戸の、生産増収と消費節約によって得た資金 ○冠婚葬祭の節約、来客接待用品の共同利用、生産の合理化、副業の多角経営、共同の購買・販売等によって得た半私半公の資金 ○志ある人の、一村救済の為の净资产も「報徳金」に加える	「報徳金」として差し出してもらう
7. 表彰	○村民の多数決投票で、主として「本業出精奇特人」を選出する ○賞品は、お金、錫、鎌等。表彰状授与の際、心得方も注意する ○1等、2等位の1人または2人には、「無利息年賦金」も貸与する	
8. 救急施設の設置	○耕作道具の不良、不備な困窮人を急務として救助する(往時は、屋根替え、日常の食糧救助、肥料代の貸し付け、等を急務とした) ○不潔な台所、陰うつな主婦の部屋、不良な肥料小屋・灰入、等の修理も行う	
9. 負債整理	(1)「仕法役所」が、4の調査結果により、次の金を掌握する 貸し金A……無利息で貸したことに貸すことのできる金 A……どうしても利息つきで貸したことにしてしなければならない金 借り金B……無利息で借りたことになる金 B……返済が非常に難しい金 (2)「仕法役所」が、これらの金(特にAとB)を決済する (3)AとBは「特別仕法」に移し、6で得た「報徳金」でひとまず決済する(6で得た「報徳金」が足りない場合は、どこからか低利または無利息の金を借りる。また、7の「無利息年賦金」が使えるよう「本業出精奇特」に努力させる) <*無借となった人、「一村式仕法」が行われたのを喜んだ人が、「推譲」するようになる>	
10. 委員の「廻村」	○仕法実施の首脳が、村内の事情をよく知る為に「廻村」する ○「教育の低き」人が、不幸を前知できなかったり、禍害の準備方法を知らなかつたり、法に背いたり、図らざる不注意を起こしたりしないように注意する ○人に知られずに本業に出精し、家庭和楽して範となすべき人を知る <*困窮人が、困窮を訴えに来たり、人事の相談をしに来たりするのを待つより有効>	
11. 「常会」の開催	○1カ月に1回、老若男女を集めて、次の順序で夜間に行う (1)役員、当番、開会前出席 (2)神号幅掲揚、土地の新産物特志奉獻、塩、水、洗米の奉獻 (3)区民参集 開会10分前より5分前まで位に迅速集合、出席記録 (4)開会 (5)礼拝、遙拝(報徳式開会儀礼) (6)勅語捧読 (7)「報徳訓」合唱 (8)協議題 ①村役場より過去1カ月間の法制の発布に関する協議 ②軍人分会の緊急協議 ③学校運動会に関する青年団参加方法の協議 ④養蚕教師雇聘に関する協議 (9)報告 ①農村吏員より過去1カ月間の法制の発布に関する解説 ②農業適性試験成績報告 ③学校の運動会計画報告 ④「報徳金」積立状況報告 ⑤次回の報徳「常会」当番報告 (10)講話 ①最近に於ける時局管見 ②『二宮翁夜話』の数節 (11)「常会」記録 「常会」進行中当番分担項目につき各責任者筆記の朗読 (12)報徳式儀礼 (13)閉会 当番跡始末、その外即時退散 <*横の連絡ができる。多団体の会議による時間と経費の無駄を節約できる。>	

[典拠] 佐々井信太郎「一村式仕法とその順序」、『大日本報徳』第30巻第354号、昭和6年11月、pp. 4~18、等より作成。

表5. 「国民生活建直し指導者講習会」受講者の感想、佐々井信太郎に関わった人の報告

感想・報告の種類	氏名	受講年	居住地	感想・報告
経済と道徳の両立の発想に触発された	富永 清	S13 (14回)	北海道 札幌市	「私は北海道に於て日頃産業組合を通じ農家に接近し此等農家の生活安定、より幸福なる生活を送らしめんことを念願する者であります。が、産業組合なる制度は一般には精神的方面と経済的方面とが一元化せる美しい制度なりと云はれ、……が、常に精神的教化方面の基礎軽薄なるを痛感致して居りました。今回諸先生の講義を受講するに当たり、報徳の原理が道徳的に且経済的に深遠なる事を感じました。」（「第十四回長期講習会に出席して一受講者諸氏の感想と希望ー」、『大日本報徳』第37巻第8号、昭和13年8月、pp. 28~29。振り仮名は省略。）
	諫訪六七郎	S13 (14回)	北海道 沼田村	「幕末の末期より明治大正年代の変遷を経て資本の集積と支配との手段が愈々功利的に競争的に進展して来た現在に於て、経済観念に幾莫の道徳性を保ち得るやが疑問であった。／受講後の核心は信念を得た事です。」（同上 p.28。振り仮名は省略。）
意識変容が起こった	山野 政一	S13 (14回)	富山県 杉原村	「世は物質文明に禍されて黄金万能の世と化し古来よりの美德たる隣保互助共存共栄の精神を欠くの風潮を呈し、……報徳の教、因果輪廻と一円融合生々発展の理を明かにするを得、此處に始めて自己の人生観に嘗て見ざる真如の月を見出し、報徳の教『おのが子を恵む心を法とせば学ばずとも道に到らむ』との意を心とし、以て自己修養を辿ると同時に一村の良き道しるべとして及ばずながら蝸牛の向上を計りたい考へです。」（同上 pp. 29~30。振り仮名は省略。）
	蘆田 熊次	S13 (14回)	京都府 何鹿郡	「……諸先生の教を受け、その永年に亘る尊き御体験と蘊奥を極められたる御知識とは、私をして眞に精神的に奮起、更生せしむるものがありました。」（同上 p. 30。振り仮名は省略。）
帰村後、村の建直しに奮起しようと決意した	矢部善兵衛	S 8 (1回)	福島県	「……自分が報徳によって救はれた様に、今や多くの人々が、多くの家々が、多くの部落が、多くの村々がまた各県が、日本国が救はれやうとして居ると思ひます。……佐々井先生は此の講習会の大部分を受持つて下され熱烈火の如き講義をして下されました。報徳の原理から御仕法に進み更に教化技術にまで、至れり尽せりの御講義です。……吾々の血は全く躍動させられてしまひました。……土方を視察し、鷲山村長から御懇篤な御体験御苦心談を承りまして、吾々がこれから郷里に御仕法を講じようと苦心して居ります際に、非常に良い参考を得た……身は各地に別れましても、先生方を中心として吾々の魂、吾々の信念は固く団結して居ります。一塊の血、一塊の火となり、燃え立つ信念を以て、漂へる村、混沌とせる國を固め成す覚悟であります。此の目的を達成する為、私共は更生報徳社同志会を結盟致しました。」（「国民生活建直指導者講習会記事」、『大日本報徳』第371号、昭和8年4月、pp. 11~12。）

感想・報告の種類	氏名	受講年	居住地	感想・報告
帰村後、村の建直しに奮起しようと決意した	一條久之進	S13 (14回)	宮城県 宮床村	「入門前までは自村を救ひ難き貧弱村と認め、其の更生に苦心しつゝあつたが、今回の講習会に於て難村取直法の秘伝を授けられ、且北は北海道、南は九州に及ぶ各地村々の状況を聞き、自分の村は左程の難村にあらざる事を悟つたから、是よりは此の報徳主義に依つて万事を解決し、健全なる郷里の振興に奮闘を続くことを誓約する……。」（前掲「第十四回 長期講習会に出席して—受講者諸氏の感想と希望—」p. 29。振り仮名は省略。）
	稻生虎之助	S13 (14回)	茨城県 牛渡村	「私初めて報徳の教を拝聴し二宮大先生の崇高なる人格に接し、今迄……何等抱負経綸なくして助役の職に在ることが誠に村民に対して申証なく、……。今後は……先づ身を修め家を齊へ、部落より部落へと報徳の教の普及教化に邁進致したい……。」（同上）
実際に効果が現われた	一木喜徳郎	—		「最近報徳仕法の生活様式を地方行政に適用し、顕著な成績を挙げて居るのは富山県を第一とし、埼玉、栃木等であります。福島、神奈川、三重、京都、鳥取、和歌山、島根、秋田、山形等各府県に於ては濃淡その度を異に致しますが、本社との関係愈々加はる状況であります。（中略）本社の長期講習会に出席した人々が、教鞭を執つて居る限りに於て、学校の職員会が常会の様式を加味し、教育教科の材料に報徳の内容が挿入せられつゝあるは言ふまでもない次第であります。更に注目すべきは教職者の報徳研究の結果が報徳の仕法に基いた実行の傾向を示し、将に児童が模擬報徳社又は模擬常会を開催して、自発的に実行を決議し、学校内に於ける自廻不息の風が漲つて来たといふ報告の少くないことであります。この傾向は青年学校、中等学校にも追々試みられ、相当の成績を挙げて居る……。また東京及広島の両文理科大学に於ても報徳の講義が開始せられて居るといふことを承り、将来全国の学校に報徳の本旨が流布せられるといふことを欣ぶものであります。／報徳の主旨が商事会社に採用せられ、報徳店、報徳工場と称すべきものが追々と増加しつゝある耳にして居りますが、最近蚕糸業、織物工場等に報徳仕法が行はれるといふ報道を得て非常に嬉しく存する次第であります。」（一木喜徳郎「報徳運動の近状に鑑み社員諸君に望む」、『大日本報徳』第36巻第1月号、昭和12年1月、p. 6。振り仮名は省略。）
	植木長治郎	S9?	兵庫県 葛野村	「敗戦という事態に直面して、全国民の思想は全く昏迷に陥り、ことに青年の多くが虚脱の状態となり、祖国再建も危ぶまれる一時期を画した。このとき、わが村は戦前から培った報徳精神の振興につとめ、常会の開催をあくまで継続し、一村一家体制を唱導して民主主義に徳することの必要を説いた。（中略）村民は……次第に自主性を取り戻すに至り、民主的な教育と実行を尊重する尊徳の教について、再び思いを新たにし、……どことなく落ちつき、徳の開びやくに精進する気運となつた。」（旧葛野村最終村長・元水上町長植木長治郎「葛野村と佐々井信太郎先生の徳業」、佐々井典比古編『佐々井信太郎略伝』一円融合会、昭和56年、pp. 565～566。）

月9日には「国民生活建直シ指導者講習会ヲ修了シタル者ヲ以テ」「大日本新興報徳会」(会長佐々井信太郎。会員数は、結成当日1440名、昭和15年12月末現在2941名)が組織された。³⁵⁾また、講習会開催中・開催後に「大日本報徳社」入社許可社数が急増(講習会開始の前前年の昭和6年は1社、前年の同7年も1社。同8年は20社、同9年は47社、同10年は34社、同11年は19社、同12年は26社、同13年は20社、同14年は21社。³⁶⁾)した。

おわりに

以上みてきたように、佐々井は、「無自覚」、努力不足、対立による物心両面の浪費等で切羽詰まった成人の生活意識・生活態度の建直しにまで踏み込んだ。個人に対しては、「勤労」「分度」「推譲」を理解し、意識変容・行動変容が起き、最終的には他へ「推譲」するまでの力を、集団に対しては、「一村式仕法」を行い、最終的には町村等における「一円融合」を成立させるまでの力を養おうとしていた。受講者は、居住地に帰郷後、実際に報徳社を設立したり、「一村式仕法」に尽力したりして、地域の住民に大きな影響を与えた。

佐々井は戦後、報徳を平和教育に生かす為に、また後世の報徳研究者の為に、報徳の実践・研究を深め、佐々井が結成した「一円融合会」で活発な講演活動をしたり、著書『報徳生活の原理と方法——平和に生きる道——』や博士論文『二宮尊徳の体験と思想』³⁷⁾等を残したりしている。戦後の講演活動や著書『報徳生活の原理と方法——平和に生きる道——』『二宮尊徳の体験と思想』等と、戦前の「国民生活建直し指導者講習会」等での言動や著書は、和を重んじる「一円融合」の思想で貫かれており、佐々井にとっては連続している。彼においては、明らかに戦前にも報徳を人々の和に生かそうとしている観点の萌芽がみられるのである。

(註)

1) 武田勉・楠本雅弘編集・解題『農山漁村経済更生運動史資料集成』第一集(全7巻), 柏書房, 昭和60年; 楠本雅弘編集『同』第二集(全6巻), 柏書房, 昭和63年, 等を参照されたい。

2) 高陽書院, 昭和11年。

3) 文唱堂, 昭和49年。

4) 例えば、日中戦争勃発後に佐々井は次のように述べている。

「国家総動員の要は堅忍持久の国力発揮の為である。兵と武器と財力とが存分に支持せらるべきのみならず、政治外交乃至は戦後の方策に至るまで之を持続しなければならない。この開闢以来の大時期に際し、歐洲文化の多元的対立闘争原理に立つ生活を改めて、皇國本来の面目たる一円融合文化の一元的原理によつて、上下を通して一貫せる国民の決意が持続せられなければならぬ。故にその基本に於て国民精神の確乎たる信念の上に之を表現する生活方法を把握せらるべきである。」

(佐々井信太郎「支那事変と国民精神総動員」,『大日本報徳』<以下,『報徳』と略称>第36巻第10月号,昭和12年10月,p.15。振り仮名は省略,下線は引用者。)

ここに現われているように、彼には先行研究によって批判されているような面があった。しかし、後述のように、以前や戦後は、報徳と平和を結びつけている。佐々井のこうした思想的変節については、別の機会に取りあげたい。

- 5)『駿台史学』第40号,駿台史学会,昭和52年3月,pp.60~91。
- 6)『明治大学人文科学研究所紀要』別冊1(重点研究報告),明治大学人文科学研究所,昭和56年3月,pp.69~99。
- 7)『埼玉県労働運動史研究』第13号,昭和56年,pp.62~80。
- 8)加藤仁平「最近に於ける報徳教育の勃興(上)」,東京文理科大学教育学会編『教育学研究』第6巻第2号(昭和12年5月),文生書院,昭和54年1月復刻版,pp.23~63,等。
- 9)『報徳淵叢』は、次の3つが残っている。^①作者不明(ただし、内容は『二宮尊徳全集』から選出したものとなっているので、作者に全集編集主任の佐々井はいたと思われる)『稿本 報徳淵叢』,『報徳』第31巻第363号,昭和7年8月,pp.24~68。^②佐々井信太郎編『稿本 報徳淵叢』昭和7年10月,開明堂。^③佐々井信太郎編『改訂 報徳淵叢』大日本報徳社,昭和15年6月。
- 10)歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史10 近代4』東京大学出版会,昭和60年,p.138。
- 11)佐々井典比古編『佐々井信太郎略伝』一円融合会,昭和56年。
- 12)13)同上 p.35。
- 14)佐々井信太郎「述作由来」(昭和10年5月26日付),佐々井信太郎『二宮尊徳伝』経済往来社,昭和52年復刻版,pp.634~635。
- 15)前掲『佐々井信太郎略伝』pp.64~65。
- 16)『淡山翁記念報徳図書館々則』第一條,『報徳』第27巻第314号,昭和3年7月,p.45。
- 17)佐々井信太郎「農村問題解決下案」,『報徳』第31巻第362号,昭和7年7月,p.5。
- 18)佐々井を始め、「大日本報徳社」の人々は国からの要請を受けた県、役場等が報徳社に頼ろうとするのには疑問をもっていた。例えば、「大日本報徳社」内で副社長佐々井、理事山田猪太郎、同片平九郎左衛門、同鈴木良平、同飯田栄太郎等により行われた「御臨幸記念懇談会」(昭和6年5月30日,午前9時~午後2時半)の次のような記録がある。
「佐々井氏『どつちの報徳ですか杯とよく聞かれる、報徳の道を通らずに報徳会とか報徳○○とか宣伝に利用されて居る。』
飯田氏『官庁、学校、会社、銀行工場等の如く、頻繁に人の移動のある處は、本当の報徳社の発達は認められない、……』
山田氏『報徳会ではいけませぬ、何うも報徳の気分が現れぬです。(中略)
飯田氏『県庁で町村の指導をする、副社長も頼まれたと云ふが本当だらうか。』
佐々井氏『私の知らぬ事が大分ある。』
飯田氏『さうだらうなウツカリ引請けてはいかぬよ、書物の上と、村治の実際とは、大分違ふからな。』
佐々井氏『夫れであるから、先日も県庁から来た方にも、第一熱烈何でも遣り通すと言ふ村長と、我身を奉じて断行すると言ふ同志がある村があるかと話して置いた。』
飯田氏は破顔一笑して副社長の方を向き直り
飯田氏『夫れは県庁の方針と大分違ひはせぬか、そう言ふしつかりした人物のある村は、直して貰ふ必要はないであらう、恐らく県庁では、悪い村を直して貰ひたいだらう。』
佐々井氏『夫れは大分意見の違ふ處もある、県では三年か五年間と言ふが、僕に言はしむれば、十年乃至廿年間と要する事と思ふ。根本的改善がそう短期間に出来るものではない。』(「御臨幸記念懇談会記事」,『報徳』第30巻第350号,昭和6年7月,pp.29~30。)

- 19) 前掲『日本近代教育百年史 8 社会教育(2)』p.462。
- 20) 佐々井信太郎「町村に於ける更生計画を実現するに就て」,『報徳』第34巻第393号, 昭和10年2月, p. 3。振り仮名は省略。
- 21) 第1回講習会の配布パンフレット,『報徳』第32巻第368号, 昭和8年1月。
- 22) 佐々井信太郎「第三回国民生活建直し指導者講習会の開催に際して」,『報徳』第33巻第381号, 昭和9年2月, p. 6。振り仮名は省略。
- 23) 佐々井信太郎『国民生活の方途 (報徳社の理論と実際)』, 大日本報徳社, 昭和8年4版, pp. 4~5。
- 24) 佐々井信太郎「二宮尊徳先生の創造した報徳生活とその指導教化方法一班」, 文部省思想局『日本諸学振興委員会研究報告 第一篇 (教育学)』昭和12年, pp.269~270。
- 25) 26) 同上 p.270。
- 27) 佐々井信太郎「報徳生活概説」,『報徳』第35巻第12月号, 昭和11年12月, p. 6。振り仮名は省略。
- 28) 前掲『国民生活の方途 (報徳社の理論と実際)』p.35。
- 29) 佐々井信太郎「貧富の発生とその対策」,『報徳』第28巻第326号, 昭和4年7月, p.12。振り仮名は省略。
- 30) 註9) ①の『稿本 報徳淵叢』, pp.25~26。
- 31) 註9) ②の『稿本 報徳淵叢』, p.17。
- 32) 大日本報徳社『報徳社の枝折』開明堂, 昭和4年, pp. 2~4。傍点は省略。
- 33) 佐々井信太郎「時局を熟視して報徳仕法の先輩を思ふ」,『報徳』第33巻391号, 昭和9年12月, p.25。振り仮名は省略。
- 34) 佐々井信太郎『報徳生活の原理と方法——平和に生きる道——』一円融合会, 昭和30年, p. 2。
- 35) 前掲『佐々井信太郎略伝』, p.323。
- 36) 八木繁樹『報徳運動100年のあゆみ』緑蔭書房, 昭和62年増補改訂版, p.867。
- 37) 佐々井信太郎『二宮尊徳の体験と思想』一円融合会, 昭和38年。

The “Kokumin Seikatsu Tatenaoshi” Plan of Shintarou Sasai under the Financial Panic during the Early Years of the Showa Era

Hisanori MAEDA

This research aims at making clear the “Kokumin Seikatsu Tatenaoshi” Plan. This plan was formed by Shintarou Sasai, the vice-president of the missinonaries “Dainippon Houtokusha” and so on, in order to restore the life of the Japanese under the financial panic during the early years of the Showa era.

He had the following methodology in the plan for which he referred to the teachings of Sontoku Ninomiya (“Houtoku”).

First, he gave each people to start with a clean slate of view and to have the idea that all things and people had their own virtue. After that, he gave people to understand the practical ethics of “Houtoku” ie. “Kinrou” “Bundo” “Suijou”. Moreover he presented the sense of “Ichien Yuugou” :an idea that we had all things and people without mutual opposition. And then, he guided people to organize the “Houtokusha” in their respective villages and to relieve the poor and needy.